

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

(2) (1) (略)
指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院

療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

改 正 後

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

(2) (1) (略)
指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入

所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に關する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定期宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

過型短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費(III)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)、(IV)若しくは(V)認知症疾患型短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た数の看護職員及び介護職員を算定する。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に關する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定期宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

過型短期入所療養介護費若しくは(V)認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、(IV)若しくは(V)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た数の看護職員及び介護職員を算定する。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に關する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定期宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

過型短期入所療養介護費若しくは(V)認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、(IV)若しくは(V)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た数の看護職員及び介護職員を算定する。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に關する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定期宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

(略)

(略)

(略)

(略)

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法	(1) (略)
	(2) (略) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。

十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法
イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法	(1) (略)
	(2) (略) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。

十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法
イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法	(1) (略)
	(2) (略) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年)

厚生省令第四十一号。以下「指

定の例により算定する。

定介護療養型医療施設基準」と

定の例により算定する。

等に要する費用の額の算定に關

定の例により算定する。

は第十九条の規定の適用を受

定の例により算定する。

る場合を含む。以下この表にお

定の例により算定する。

いて同じ。」に定める員数に百

定の例により算定する。

分の六十を乗じて得た数の医師

定の例により算定する。

を置いておらず、同条に定める

定の例により算定する。

員数の介護支援専門員を置いて

定の例により算定する。

おり、かつ、指定介護療養施設

定の例により算定する。

サービスを行う病棟に同条に定

定の例により算定する。

める員数の看護職員及び介護職

定の例により算定する。

員を置いておらず、同条に定める

定の例により算定する。

員数の介護支援専門員を置いて

定の例により算定する。

おり、かつ、指定介護療養施設

定の例により算定する。

サービスを行う病棟に同条に定

定の例により算定する。

める員数の看護職員及び介護職

定の例により算定する。

員を置いておらず、同条に定める

定の例により算定する。

員数の介護支援専門員を置いて

定の例により算定する。

おり、かつ、指定介護療養施設

定の例により算定する。

サービスを行う病棟に同条に定

定の例により算定する。

める員数の看護職員及び介護職

定の例により算定する。

員を置いておらず、同条に定める

定の例により算定する。

員数の介護支援専門員を置いて

定の例により算定する。

おり、かつ、指定介護療養施設

定の例により算定する。

サービスを行う病棟に同条に定

定の例により算定する。

める員数の看護職員及び介護職

定の例により算定する。

員を置いておらず、同条に定める

定の例により算定する。

員数の介護支援専門員を置いて

定の例により算定する。

おり、かつ、指定介護療養施設

定の例により算定する。

サービスを行う病棟に同条に定

定の例により算定する。

める員数の看護職員及び介護職

定の例により算定する。

いている場合を含む。)。

(略)						
(略)						
(略)						
(略)						
(略)						

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(略)

(1) (略)

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療

養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く

(略)						
(略)						
(略)						
(略)						
(略)						

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(略)

(1) (略)

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げることにより算定する。

養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く

並びに認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第一百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所である一部ユニット型指定介護予防の場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た	指定介護予防サービス介護給付単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
短期に入所療養介護事業所である	
短期に入所療養介護事業所である	

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅲ又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ、Ⅳ若しくはⅤの所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法</p>

数の医師を置いておらず、かつ
、当該指定介護予防短期入所療
養介護事業所のユニット部分以
外の部分について、同条に定め
る員数の看護職員及び介護職員
を置いている場合を含む。)。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又
は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該當
する場合における介護予防短期入所療養介護費(ユニット型
病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定
介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介
護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定
される場合に限る。)及びユニット型認知症疾患型介護予防
短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養
介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養
介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)
に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
定する。

表 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又
は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該當
する場合における介護予防短期入所療養介護費(ユニット型
病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型認
知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。)について
は、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

表 (略)

